

# 市民総合交流センター「キラリエ草津」 団体登録制度の御案内



様々な機能を持った複合施設であるキラリエ草津がよりよいセンターとなるよう、また、市民公益活動団体が活動しやすい環境を整備するため「団体登録制度（キラリエサポーター制度）」を運用しています。

他の活動団体や、センターに入居する組織と連携しながら、活動の輪を広げていきましょう！

## ★ 登録団体への支援 ★

登録団体は以下の支援が受けられます！

公益活動の基準を満たす団体については会議室料金の減免措置（1/2）を受けられます。

※団体住所が市外の場合、基本料金に市外5割加算をかけた料金に減免措置（1/2）が適用されます。

市ホームページでの  
活動PR

助成制度やイベント等  
の情報提供

会議室の優先予約  
（通常6か月前  
→登録団体7か月前）

5階協働ひろばの  
団体倉庫の使用  
（申し込み多数の場合は抽選）

■お問合せ先 草津市役所まちづくり協働課（草津市役所2階）

住所 草津市草津三丁目13-30

TEL 077-561-2337

FAX 077-561-2482

Eメール machi@city.kusatsu.lg.jp

# キラリエサポーターとは

キラリエ草津の目的に賛同し、その目的の実現のために協力して公益的なまちづくり活動を行う団体であり、キラリエ草津における活動にあたっては常にその目的を意識する。

## 【登録の要件】

- ①不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う団体です。
- ②団体の事務所または主たる活動場所が市内にあり、市内で活動する団体です。
- ③団体会員が3名以上います。
- ④市民総合交流センターで開催される事業の運営へ年2回以上参画します。
- ⑤団体の主な活動は会員間の互助活動ではなく、市民全般を対象とした活動です。
- ⑥特定の政党の利害に関することや、特定候補者の支持等の政治行為を行う団体ではありません。
- ⑦特定の宗教の支持や、特定の宗教活動を行う団体ではありません。
- ⑧団体の活動が営利またはこれに類するものを目的にしていません。
- ⑨趣味や技能習得だけを目的にした活動ではありません。
- ⑩公共の福祉に反する活動を行う団体ではありません。

## キラリエとは何のためにあるのか？

草津市立市民総合交流センター条例  
(令和2年6月29日条例第21号)

第1条 市民(団体・企業等を含む。以下同じ。)と行政が、互いが交流し、協働することにより、社会的、公益的なまちづくり活動を推進するとともに、第3条第1項各号に掲げる機能が相互に連携することにより、多様な市民活動の展開を支援し、それらの活動の**連携**および**市民交流を促進**するために、草津市立市民総合交流センター(以下「交流センター」という)を設置する。

## 登録へのステップ！ ～ 随時受付中～

### STEP

1

### 申請書類を記入し、必要書類を添えて提出

①キラリエサポーター登録書②団体名簿③チェックシートに必要事項を記入し、④必要書類(規約・会則等)を添えて、表面下部の提出先へ郵送、直接、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。

※草津市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体については、登録方法が異なりますので草津市社会福祉協議会(TEL:077-562-0084)にお問い合わせください。

### 減免措置

会議室使用料の減免を希望される団体については、令和5年度の活動実績と令和6年度の活動予定を記入した**公益活動実績報告書兼計画書**も御提出ください。

### 【公益活動計画書】

<ポイント>

令和5年度に行った活動の結果、市民に対してどのような効果があったか。

また、令和6年度に予定している活動により、どのような効果が期待できるか。

(実績、予定ともに1つ以上活動内容を御記入ください。)

※申請書類と併せて御提出ください。

※公益活動の実績がない場合、次年度の減免は受けられません。

### STEP

2

### キラリエサポーターの認定

受付後、要件を満たした団体には「キラリエサポーター登録証」を発行します。

4月以降に登録書を提出された団体様については、翌週水曜日から登録団体として活動いただけます。

(更新の場合登録番号の変更はありません。)

### STEP

3

### 交流センター事業への参画&登録の更新

登録団体として認定後、当該年度末までに2回以上交流センター事業に参画してください。次年度の登録の更新については、毎年3月頃(予定)に、改めて申請書類を提出していただき、活動実績等を確認したうえで認定いたします。(新規登録については随時受け付けています。)

<キラリエサポーター登録期間 1年(登録日より当該年度末まで)>

(前年度登録の要件を満たさなかった団体については、翌年度登録できません。)

申請書類の書き方や登録制度の詳細などわからないことがあれば、お気軽に御連絡下さい。